

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 22 日

各 

都 道 府 県
政 令 指 定 都 市
中 核 市

 障害児支援主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

### 新型コロナウイルス感染症に係る障害児への対応について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応に関しましては、令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 14 日変更）「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）等に基づき取り組んでいただいているところですが、この度、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課より「「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」に関する Q & A について」（令和 2 年 4 月 23 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡）が発出されたことに伴い、障害児についても、基本的には児童と同様の取扱いとなるので、参照していただくほか、下記の点にご留意いただきますよう、お願いいたします。

また、医療的ケアを必要とする児童への対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その 3）」（令和 2 年 5 月 20 日付け事務連絡）等が発出しておりますので、併せて参照いただきますよう、お願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

### 記

#### 【障害児が濃厚接触者となった場合の保護について】

- 障害児が新型コロナウイルス陽性の保護者と濃厚接触した場合に、検査結果が陰性であったり、検査対象となっていない（検査結果待ちを含む）ときは、基本的には自宅で待機していただくこととなる。また、保護者の代わりに、親族等に障害児の養育や健康管理をお願いすることもあり得る。

- そのような場合には、以下の対応をお願いしたい。
  - ・ まずはご本人の体調を確認し、発熱等の症状があればかかりつけの医療機関又は各都道府県等の帰国者・接触者外来等に相談すること。
  - ・ 在宅生活の支援については、普段利用している障害児通所支援事業所が家庭の状況を把握し、電話その他の支援を行うことや、基本的対処方針にもあるとおり相談支援事業所などとよく相談し、障害の状態に応じて、訪問看護や居宅介護などの利用も検討する等各関係機関と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。

在宅生活の支援に際し必要になる居宅介護等の訪問系サービスの支給量の決定について、市町村は、地域のサービス供給体制を考慮しつつ、事態の緊急性に鑑みて柔軟に対応いただきたい。
  - ・ このほか、自宅待機の際の親族等と障害児の健康観察の留意点については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について」(令和2年4月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)を参照していただきたい。
  
- 養育が可能な親族等がない場合に、障害児の保護について、衛生部門から障害福祉部門に相談が行われることも想定されるが、児童の状態等を踏まえ、例えば、障害児入所施設等において実施される短期入所支援事業を利用することのほか、一時保護所で一時保護を行うことや、障害児入所施設等に一時保護委託を行うことについて児童相談所に相談することが考えられる。

また、児童の症状等を踏まえ、衛生部門と協議の上、保護者の入院先の医療機関へ児童を一時保護委託することについて児童相談所に相談することも考えられる。

上記の対応等も参考にした上、事前に各関係機関で協議し受け入れ体制の調整を進めていただくとともに、保護が必要になった際には、連携して適切な対応をお願いしたい。

(参考資料)

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」  
(令和2年3月28日(令和2年5月14日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- ・ 「「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」に関するQ&Aについて」  
(令和2年4月23日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課事務連絡)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について」  
(令和2年4月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

- ・「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の改訂について」  
（令和2年5月11日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」  
（令和2年5月20日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

**【照会先】**

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：[shougaijishien@mhlw.go.jp](mailto:shougaijishien@mhlw.go.jp)

事 務 連 絡  
令和2年4月23日

都道府県  
各 指定都市 児童福祉主管部局 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」に関するQ&Aについて

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、様々な対策が講じられている中、児童相談所及び市町村における支援対象児童等への対応について、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」（令和2年4月10日付け事務連絡）を発出したところです。

当該事務連絡のうち、保護者が新型コロナウイルスに感染したことにより入院した場合等の対応について、別添のとおり、Q&Aを作成いたしましたので、参照していただきますよう、お願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

保護者が新型コロナウイルスに感染したことにより入院した場合等の対応等に関するQ & A

問 令和2年4月10日付け事務連絡では、「児童福祉部門と衛生部門が連携し、都道府県、市町村のほか、関係施設等で相談の上で、役割分担等の子どもの保護の対応について、検討」を行うこととされているが、具体的にどのような対応が考えられるのか。

(答)

【子どもが濃厚接触者となった場合の保護について】

- 子どもが新型コロナウイルス陽性の保護者と濃厚接触した場合に、検査結果が陰性であったり、検査対象となっていない（検査結果待ちを含む）ときは、基本的には自宅で待機していただくこととなる。こうした場合に、保護者の代わりに、親族等に子どもの養育や健康管理をお願いすることとなるが、養育が可能な親族等がおらず、子どもだけでは自宅での生活や健康管理が困難な場合も想定される。
- 上記のような場合に、子どもの保護について、衛生部門から児童福祉部門に相談が行われることも想定されるが、例えば、
  - (1) 児童養護施設等において実施される子育て短期支援事業を利用すること
  - (2) 一時保護所で一時保護を行うこと
  - (3) 児童養護施設等に一時保護委託を行うことが考えられる。  
また、子どもの症状等を踏まえ、衛生部門と協議の上、保護者の入院先の医療機関へ子どもの一時保護委託について相談することも考えられる。

【子どもを保護する施設における感染拡大防止のための留意点について】

- こうした子どもを保護する施設においては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け事務連絡）等に基づき、
  - ・原則として、個室で対応すること
  - ・保健所により濃厚接触者とされた子どもと、その他の子どもの対応に当たって、可能な限り、担当職員を分けて対応すること
  - ・使い捨て手袋、マスクを着用すること。咳き込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用することなど、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等への適切な対応を実施し、感染防止に万全を図る必要がある。

## 【受け入れ先の確保について】

- 子どもの受け入れ体制については、各地域の実情が様々であると考えられることから、子どもを迅速に保護できるよう、あらかじめ、児童福祉部門と衛生部門が連携し、都道府県、市町村のほか、関係施設等で相談の上で、上記の対応等も参考にした上、役割分担や子どもの保護の対応を決定し、準備を進めておく必要がある。
- 受け入れ先については、他の子どもへの感染を防止する観点から、既存の一時保護所等の活用が難しい場合には、時限的な措置として、自治体の設置している施設の一部を専用の一時保護委託先として活用することや、既存の施設（宿泊施設を含む。以下同じ。）を一時保護所の一部として転用すること等の工夫を行うことも考えられる。
- 既存の施設を一時保護所の一部として転用する場合には、当該施設単体で、児童福祉法施行規則第35条の基準（※）を満たす必要はないが、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け事務連絡）等に基づく取組を適切に実施するとともに、一時保護所と緊密に連携し、当該施設における子どものケアが適切に行われることが必要である。

（※） 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第35条（同条の規定に基づき、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第7章）を準用）及び児童相談所運営指針（平成2年3月5日付け厚生省児童家庭局長通知）第9章第1節（2）第2節（3）

- こうした対応に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（※）」に係る児童養護施設等に対する財政措置等について（令和2年4月7日事務連絡）」において、仮設による居室の設置等を図る場合の補助事業をお示ししているので、ご承知おきいただきたい。

（※） 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策

【事業内容】 感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費

【対象施設】 児童相談所一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親 等

【補助基準額】 8,000 千円

【補助割合】 国： 1/2 → 10/10（補助率の嵩上げについて補正予算に計上）

事務連絡  
令和2年5月20日

各 

都道府県
政令指定都市
中核市

 衛生主管部（局）  
民生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする  
児童への対応について（その3）

新型コロナウイルス感染症に係る人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）への対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について」（令和2年2月25日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その2）」（令和2年4月3日付け事務連絡）（以下「医療的ケア児対応事務連絡（その2）」という。）でお示ししているところです。

この度、医療的ケア児等（在宅で生活している医療的なケアが必要な障害者や重症心身障害児者を含む。以下同じ。）の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合及び医療的ケア児等が感染した場合の考え方について、補足として取りまとめましたので、下記の点にご配慮いただけるよう、管内市区町村・医療機関・事業所施設・医療的ケア児の保護者等に対し周知いただくとともに、御対応方よろしくお願いたします。

記

1 医療的ケア児等の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合の留意事項

(1) 短期入所等の利用について

医療的ケア児対応事務連絡（その2）において、医療的ケア児等の同居者が新型コロナウイルスに感染した場合で、家庭の状況などにより、感染した同居者に代わる医療的ケア児等への支援者がいないなどの場合、当該児童をよく理解している親類宅等に一時的に居所を移すことも考えられるほか、かかりつけの医療機関や相談支援事業所に相談し、短期入所等への移動や病状の変化を勘案した医療機関への入院を検討するとしたところである。

なお、医療的ケア児について、短期入所等への移動や病状の変化を勘案した医療機関への入院に先立つ際など、医師が必要と判断する場合には、帰国者・接触者外来等においてPCR検査を受けることが可能である。また、仮に、在宅における検査を実施する必要があると医師が判断する場合には、検体採取時の感染防護及び検体輸送を適切に行うことのできる体制が十分に確保されるよう考慮いただきたい。

## (2) 医療機関への入院について

医療的ケア児等の医療機関への入院にあたっては、例えば、以下の施設での対応が考えられる。

- ・ 同居者が入院した医療機関
- ・ 障害者病棟がある医療機関
- ・ 医療的ケア児の主治医である小児の診療を行う医療機関

これらの医療機関における対応にあたっては、各都道府県の福祉部局や医療部局、衛生部局等は、各都道府県に設置されている新型コロナウイルス感染症に係る調整本部等と連携し、医療的ケア児等の受入体制について調整いただきたい。

## 2 医療的ケア児等が新型コロナウイルスに感染した場合の留意事項

医療的ケア児等が新型コロナウイルスに感染した場合、医療的ケア児等は基礎疾患を有し重症化するおそれが高い者に該当することから、原則、入院措置となるが、医療的ケア児等の家族等が入院時に付き添うことが可能な状況の場合、例えば幼少である等のケースでは、入院時の保護者の付き添いは医療的ケア児の精神的な安定や急変の徴候に早期に気付くことができる等の利点がある。

医療機関においては、保護者の希望を踏まえ、入院時の医療的ケア児等の保護者の付き添いについて積極的に検討いただきたい。

その際、医療機関における院内感染対策に十分留意をする必要があるため、医療機関においては、感染した患者である医療的ケア児等とその保護者については、原則、個室での療養とし、保護者は個室以外の移動を最小限にすることや、保護者への食事の提供等の生活面への対応等の環境整備に配慮いただきたい。また、保護者に対しては、感染した患者を受け入れている医療機関における保護者への感染リスク、保護者自身による体温測定等の健康観察や感染防御策の実施等について十分に説明し同意を得る必要がある。

## 3 医療的ケア児等の相談支援について

医療的ケア児対応事務連絡（その2）においては、「医療的ケア児等のご家庭がどの方法を選択するかについては、医療的ケア児等の軽症者等以外の支援の状況、医



療的ケア児等の体調やケアの内容、移動先の受け入れ体制等を踏まえ、かかりつけ医や相談支援事業所、自治体とよく相談の上でご対応いただきたい」としているが、普段、計画相談支援等を利用していないご家庭もあるため、前記1又は2のような場合、計画相談支援事業所のほか、基幹相談支援センター、市町村地域生活支援事業の相談支援事業所、自治体は、医療機関等の関係機関との調整や必要なサービスの提供について積極的に関与をお願いしたい。

以上

(参考資料)

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について」  
(令和2年2月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000603961.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について(その2)」  
(令和2年4月3日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000625059.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」  
(令和2年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622383.pdf>

**【照会先】**

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線3037，3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：[shougaijishien@mhlw.go.jp](mailto:shougaijishien@mhlw.go.jp)